

久留米市都市計画法に基づく開発許可等に関する条例の改正（案）

～ 開発公園の設置基準の緩和と強化 ～

に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和6年11月8日（金曜日）から令和6年12月9日（月曜日）までの期間で、久留米市都市計画法に基づく開発許可等に関する条例の改正（案）についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。

1. 募集結果

	人 数	件 数
福岡県電子サービス	個人6人、3団体	12
合 計	個人6人、3団体	12

※1 持参、郵送、電子メール、FAXでの意見はありませんでした。

2. 意見の内訳

区 分	件 数
意見の趣旨を踏まえて、計画に反映させるもの	0
意見の趣旨が同じ方向性のため、原案どおりとするもの	9
意見に対して、計画自体への反映を行わないもの	1
その他（事業提案や個別施策に対する要望等）	2

3. 意見の概要とそれに対する市の考え方

各原案に対する意見の概要及び市の考え方は、次頁以降のとおりです。

※なお、その他（事業提案や個別施策に対する要望等）につきましては、本計画に対する直接的な意見ではないため、今後の取り組みの参考とさせていただきます。そのため、個別に市の考え方は示しておりません。

【意見の趣旨が同じ方向性のため、原案どおりとするもの】

9 件

N o	意見者	意見の概要	市の考え方
1	個人	改正前の公園等の設置については、公園の機能を有していない様な必要最小限の公園を設けることが多く、維持管理費も考慮すると費用対効果が薄いと感じています。規模の緩和と、面積を強化する改正案に賛成します。	今後も緩和や強化が必要なものに関しては、適切に基準の見直しに取り組んでいきます。
2	個人	大賛成です。資材高騰の折り、大変助かります。	No1 に同じ
3	個人	1ha 以下の場合はミニ公園となり、草が茂り管理が大変である事と市においては遊具の事故も問題であるため大賛成です。	No1 に同じ
4	個人	賛成します。	No1 に同じ
5	団体	事業者及び維持管理者におかれましては、メリットの方が大きいと考えられますので、改正（案）について賛成であります。	No1 に同じ
6	団体	現在、3,000 平方メートル以上の分譲地内に公園が設置されていますが、面積が狭い公園は使い勝手が悪くあまり利用されていません。また、管理状況も悪く雑草が生い茂っています。上記の理由により、10,000 平方メートル以上の改正案に賛成します。	No1 に同じ
7	団体	3000 平方メートル以上で公園を設置することは形状・構造の検討で毎回とても労力を使っていたので良い改正案だと思います。宅地面積も多く取れるので事業者側にも、その分の設計の手間も無くなって設計事務所側にも、維持管理の軽減になり久留米市側にもメリットがあると考えています。	No1 に同じ
8	団体	賛成です。公園の管理が行き届いてない所が多数見受けられており、維持管理がむずかしいのではないかと思います。都市計画公園や地元の公園などは違い、広さもない公園として利用もないのが現実ではないでしょうか。必ず 3%の緑地ではなく、必要に応じてと形を変えることが望ましいと思います。	No1 に同じ
9	団体	開発行為に伴い作られた公園には、遊具の老朽化や夏場に雑草が生える等の管理が難しい点が見受けられているように感じていたので改正案に賛成です。	No1 に同じ

【意見に対して、計画自体への反映を行わないもの】 1 件

N o	意見者	意見の概要	市の考え方
1 0	個人	見直しの理由の一つが、市が設置する公園の基準面積 (500 m ²) との整合性を言うのであればなるべく 3 % に近い 15, 000 m ² 以上を公園等の設置が必要な開発規模にするべきかと思います。	法律により緩和できる開発区域の面積の最低限度について、10, 000 m ² を超えない範囲で行うこととなっていますので、制限内での緩和をしています。

【その他（事業提案や個別施策に対する要望等）】 2 件

その他に関しては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。そのため、個別に市の考え方は示しておりません。

N o	意見者	意見の概要
1 1	個人	開発行為に伴う公園の面積制限については、賛成である。今後防災上の点において、利便性を考え下水道接続区域において、ベンチ設置（簡易水洗トイレ機能を持たせるもの）を設けるように要望いたします。
1 2	団体	賛成です。可能なのであれば 3000 平米以上の開発において売買価格の 3% を供託し大規模公園設置やまたは地域の公園整備に活用されるのが望ましいです。